

秦代徭役・兵役制度の再検討

宮 宅 潔

はじめに

濱口重國による一連の研究〔濱口一九三一、一九三二、一九三四〕は、わが國における中國徭役・兵役制度の研究に大きな影響を與えた。その中で濱口は、『漢書』食貨志の「又加月爲更卒、已復爲正一歲、屯戍一歲、力役三十倍於古」をふま¹え、秦漢時代の賦役勞働を更卒・屯戍・正卒の三種に區分する。「更卒」の義務とは毎年一ヶ月間の、所屬する縣での勞役であり、「屯戍」とは任期一年で邊境防備に就くこととされる。加えて、特に選拔された者が「正卒」となり、衛士として首都防衛の任に當つた、と濱口は考える〔濱口一九三四〕。

その後、多くの論者が秦漢の徭役・兵役制度を論じ、濱口説をさまざまな角度から批判してきた。それでもなお「毎年一ヶ月地方で徭役に服し、さらに一年を任期にして邊境防備に就く」という大枠は基本的に踏襲されている²。例えば渡邊信一郎は徭役・兵役を①徭戍、②縣卒、③徭、④徭使、⑤踐更の五種に區分し、①②は一年を單位に徵發される兵役、⑤は月を單位にした地方徭役、③④は制度化された徭役を補う臨時の徭役であるとする〔渡邊二〇一〇〕。これはひとえに、濱口説の土臺を支える『漢書』食貨志の記事が、制度の根本的な枠組みを述べた史料として尊重されてきたことに因る。

だが相次ぐ新史料の発見は、徭役・兵役制度についての新知見をもたらし、食貨志の記事を根底に据えた「通説」に多くの點で修正を迫っている。例えば于豪亮は、睡虎地秦簡の「償四歲徭戍——四年分の徭役・兵役を償わせる——」（秦律雜抄3〜4）に注目し、當時の兵役は「一生に一度、一年間」ではなく、毎年一定期間の従軍が義務づけられる方式であったとする「于一九八二」。

さらに、「毎年一カ月の地方徭役」という枠組みにも疑義が生じている。そもそも「毎年一ヶ月」という服役方法はあまり合理的ではなく、徴發されたものの用務がないこともあり得ただろう。これについて濱口は、用務がなければ該當者から免役錢——勞役の代わりに徴收される財物——が取り立てられたと考えている「濱口一九三二」。一方、山田勝芳は睡虎地秦簡に據り、服役日数が義務期間を満たさなければ、不足分が記録され、繰り越されたのだとする「山田一九九三」。山田の指摘は、二年律令の発見によつて裏づけを得、不足分を翌年以降に繰り越すことが「隕」と呼ばれたことなど、詳細が明らかになった「楊二〇一五」。これらの新知見を踏まえて鷺尾祐子は、拘束期間が豫め一ヶ月に固定されている勞役は土木作業などを主とした地方徭役に適合せず、むしろ本來は兵役に投入されるものだったのではないかとしている「鷺尾二〇〇九」。

二〇一五年、『嶽麓書院藏秦簡〔肆〕』（以下「嶽麓〔肆〕」）が刊行されたことにより、徭役・兵役の研究は新たな段階に入った。睡虎地秦簡中の「徭律」は一條文（116〜124、計九簡）、二年律令では五條文（計一〇簡）に止まったが、嶽麓〔肆〕には七條文（計二六簡）の徭律がある。さらに兵役関連の規定である「戍律」は、睡虎地で一條文（一簡）であったのに対し、嶽麓〔肆〕では三條文（一〇簡）にのぼる。これにより「通説」のさらなる見直しが必要となっており、それは同時に、これまで尊重されてきた典籍中の「基本史料」の、信頼性が大きく揺らいでいることを意味する「宮宅二〇一八b」。本稿は、嶽麓〔肆〕の徭役・兵役関連史料を精讀し、秦代におけるその實像に迫ろうとするものである。暫く典籍史料

は用いず、まずは秦代の出土法制史料に目をこらし、徭役・兵役制度の枠組みを探る。関連する論點は多岐にわたるが、ここでは特に徭役・兵役の種類、徵發の手順、服役日数の管理法に力點を置く。これら制度の分析から見えてくるのは、當時の徭役・兵役制度が「毎年一カ月の地方徭役」と「一年任期の兵役」という區分から出來上がっていたのではなく、多様な力役を「一定の勞働力が繼續的に必要となる役務」と「隨時動員が必要となる役務」に區分し、それぞれに適合したやり方で勞働力を徵發していたということである。以下、これらを「繼續的勞役」と「一時的勞役」と呼び分け、論を進めたい。

本論に入る前に、史料に現れる「徭」「戍」の語義について、筆者の理解を示しておく〔宮宅二〇一九〕。とりわけ「徭」という語は「王朝に對して提供される義務としての勞働力」を基本的な意味としつつも、文脈に應じてさまざまな使い分けがあった。まず最も狭い意味での「徭」は、

①王朝に對して一般民が負うところの、義務としての勞働力の提供を指す。これに對し「戍」とは、

② 〃 軍事力の提供

であり、「徭」とは區別される。この二つを並べた「徭戍」は「徭役と兵役」の意だが、時に「徭戍」が「徭」と言い換えられることもあり、その場合の「徭」は①②の兩方を含意する。さらに「徭」は、

③ 刑徒による勞働力の提供

④ 官吏による勞働力の提供

をも包攝した、相當に廣い意味を持つことがあった。従って、「徭」の意味を固定的に捉えるのではなく、文脈をふまえてその指すところを慎重に吟味する必要がある。本論では①を「徭役」、②を「兵役」、①②についてはこれを「徭戍」な

いしは「徭役・兵役」と呼ぶ。さらに①～④を包攝する廣義の「徭」については、暫くこれを「勞役」と呼んでおく。

第一章 徭役・兵役の種類

徭役・兵役には、作業の内容や服役場所によっていくつかの区分があった。

(一)「邑中事」…居住區周邊の維持・管理

「邑中事」(嶽麓〔肆〕148、二年律令407)や「邑中之紅(功)」(秦律十八種116)として史料に現れるのは、居民の生活に最も深く關わる、聚落周邊の設備を維持・管理する作業である。具體的には次の嶽麓簡冒頭に見える、居住區の周壁やそれに近接する道路・水利施設・放牧場の補修がそれに當たるだろう。(條文の解釋は「秦代出土文字史料の研究」班二〇一八に據る。)

● 繇(徭)律曰、補繕邑院、除田道橋、穿汲(波)(陂)池、漸(塹)奴(鵞)苑、皆縣黔首利毆(也)、自不更以下及都官、及諸除有爲毆(也)、及八更、其皖老而皆不直更者、皆爲之。冗官及冗官者、勿與。除郵道橋・駝(馳)道行外者、令從戶□□徒爲之、勿以爲繇(徭)。(嶽麓〔肆〕151～153)

徭律。邑の周壁を補修したり、田の道路や橋を整備したり、池を浚渫したり、民間の放牧地に溝を掘るのは、いずれも縣の一般民が利とするものであるから、爵不更より以下、および都官所屬の者、およびもろの敘任されて用務を與えられている者、および八更の者は、そのうちの皖老であつていずれも輪番にあたつていない者も含めて、いずれもこうした作業をする。常勤の宦・官は、これに關與しない。郵の道路や橋、郊外をとおる馳道を整備する場合、從戸…徒にこれをさせ、徭とはみなさない。

「邑」とは周壁に圍まれた居住區を指し、郷齋夫によって管轄された⁽⁴⁾。ただし「邑中事」には、「邑」の周邊に廣がる「田」での作業も含まれる。⁽⁵⁾

この作業には、まず「不更」爵（第四等）以下の一般民が従事した。さらに「都官」所屬の者や「除せられて爲す有る」者（官府で下働きする最下層の公務服役者。以下「吏役」と呼ぶ）、さらには「皖老」に屬す老人までもが動員の對象となった。動員對象の範圍が通常より廣かつたとおほしいが、「八更」の意味するところや、「其皖老」の「其」が何にかかるのかなど、理解しにくい部分が残り、動員の範圍を明示できない。明らかに除外されたのは常勤の官吏であり、さらに「大夫」（第五等）以上の有爵者や「免老」以上の老人、及び未成年・女子も對象外であったと推測される。⁽⁶⁾

右の條文に見えたとおり、「一般民の利益」に深く關わるというのが、「邑中事」にさまざまな人間が廣く動員された理由であった。これに對し、居住區から離れた場所での用務、すなわち「郵の道・橋の整備」などには、別の人員が投入されたようである。肝心の部分が缺けており、人員の内譯を知り得ないが、この作業が「徭」に換算されなかつたことは明言される。この場合の「徭」とは一般民の徭役を指し、「以て徭となすなかれ」とは、具體的には服役日數を徭役義務の負擔分としてカウントしないことを意味する（第二章參照）。邑外での作業は、おそらく各施設を管理する部署の自前の人員（郵であれば郵人や郵書遞送に與る刑徒）によってなされたのであろう。⁽⁷⁾ 例えば、禁苑の補修は基本的に縣がそれを請け負ったが、小規模な修理であれば「苑が自ら」行うこともあつた（秦律十八種117～119）。苑齋夫（秦律十八種190）の下に專屬の勞働力が存在し、それが動員されたとおほしい。⁽⁸⁾

實のところ「邑中事」であっても、まずは刑徒などの官有勞働力が優先的に動員され、緊急時にのみ一般民の徭役が徵發された（嶽麓〔肆〕148～149）。徭役を徵發するのは、官有勞働力だけでは用務を遂行できない時に限られ、まずは各官署が、自前の勞働力で自らの持ち場を管理するのが原則だつた。

(二) 「委輸・傳送」…輸送業務

「委輸傳送」(嶽麓〔肆〕148、248、里耶秦簡⑩5、二年律令412)や單に「傳送」として見えるのは、兵器の輸送をはじめとした運送業務である。こうした作業にも刑徒などが優先的に動員され、それでは不足する場合に徭役が徵發された(嶽麓〔肆〕148～149、里耶秦簡⑩5)。多くの場合、徭役労働があくまで刑徒労働を補完するものであったことは、留意されるべきである。

二年律令411～413は、「委輸傳送」の輸送速度に關する規定に續き、官吏および「免老」に屬す老人、未成年、女子、吏役は「徭使」してはならないとする。長距離の移動を伴う「委輸傳送」は「徭使」に屬し「宮宅二〇一九」、従つてこの二年律令に據るなら、「邑中事」の動員對象外であつた官吏・免老・未成年・女子に加えて、運送業務からは吏役も外されたことになる。さらに二年律令407には、「皖老」の老人は「邑中事」のみを給したとあり、彼らもまた運送業務からは外された。やや不明瞭な點は殘るが、「邑中事」と「委輸傳送」は徵發對象においても若干異なつていた。

物資の輸送には、縣内で完結するものから全國規模のものまでさまざまなケースがあり、その規模によつて事業の主體が異なつたと考えられる。例えば里耶秦簡⑩5に見えるのは郡レベルを超えた武器の輸送であり、おそらく中央の指示を承けた洞庭郡が主體となつて、人員が徵發されている(原文は第四章參照)。ただし、郡からの指示は遷陵縣を経て配下の郷にまで傳達されており、結局のところ、徵發主體が何であろうと、一般民を徵發する實務を擔當したのは、後述するとおり郷嗇夫であつた。

(三) 「載粟」…穀物輸送

輸送業務のうち、穀物の輸送はその他の物資輸送と區別され、一部の未成年者の動員が認められた(嶽麓〔肆〕157～158、二年律令413)。より緊急性が高く、また輸送が滞れば穀物の腐敗などを招きかねないため、特例とされたのだろう。

(四) 「繕治城塞」…防壁の修築

「繕治城塞」(嶽麓〔肆〕190)や「補繕城」「補城」(秦律雜抄40～41)として見えるのは防壁の修築である。これには戍卒(秦律雜抄40～41)や勞役刑徒(嶽麓〔肆〕188～191)が動員され、それでは足りない場合、農閑期に限り、大夫以下の一般人、さらには「弟子」や「復子」までもが動員された。(二)には徵用されない「大夫」爵(第五等)の者や、通常は復除されたりしない¹⁶⁾「弟子」などが投入された点において、他の用務と相違する。

通常は戍卒が行なう作業であったことは、この場合の「城」が軍事施設であることを示している。また、作業の引率に當たった縣尉は「城尉」とも呼ばれ(嶽麓〔肆〕191)、これはすべての縣に置かれたものではない¹⁷⁾。邊境の、あるいは重要な軍事據點の防壁が「城」「塞」であり、その軍事的重要性ゆえに、通常は動員されない勞働力が投入されたのであろう。従って、これは徭役の一つであると同時に、兵役を補完するものでもあり、「徭」と「戍」の中間に位置づけられる。

(五) 「戍」…邊境防備

睡虎地秦簡には「邦中之徭」という表現が見え、これが「戍」と對置される。

邦中之繇(徭)及公事官(館)舍、其段(假)公、段(假)而有死亡者、亦令其徒・舍人任其段(假)、如從興戍然。
工律 (秦律十八種101)

邦中の徭や館舎での公の役務に従事していて、官有物を借りていながら死亡した者がいたならば、これもまた徒や舍人¹⁸⁾にその借用品の管理に責任を持たせること、興戍の場合と同様である。工律

「邦中之徭」とは國內での役務であり、右の(二)～(四)はこれに該當する。それと對をなす「戍」は兵役、とりわけ「邦」の外邊における邊境防備の任務を意味しよう¹⁹⁾「宮宅二〇一九」。

別稿でも述べたとおり、廣義の「徭」は「戌」をも内包していた「宮宅二〇一九」。兵役が「外徭」とも呼ばれたのは、廣義の事例である。廣義の「徭」は、各自の居住地を中心に「邑中↓邦中↓外」と擴大していく、同心圓狀の構造を持っていた。

一方、(二)〜(四)の徭役と(五)「戌」、すなわち兵役との決定的な相違は、前者が必要に応じて隨時發動される「二時的勞役」であるのに對し、後者は一定數の人員を恆常的に必要とする「繼續的勞役」であつた點にある。¹⁹⁾これと對應して、兵役は服役者の動員方法や服役期間の設定において徭役と異なつてゐた。以下にまず、徭役の動員方法について整理する。そのなかで、兵役の動員手順にも若干ふれることになる。

第二章 徭役の動員手續き

(一) 必要な勞働力の見積

官府が勞働力を投入して行ふ作業には、「恆事」と非「恆事」の區別があつた。

縣毋敢擅壞更公舍官府及廷、其有欲壞更殿(也)、必瀦之。欲以城旦舂益爲公舍官府及補繕之、爲之、勿瀦。縣爲恆吏(事)及瀦有爲殿(也)、吏程攻(功)、嬴員及減員自二日以上、爲不察。上之所興、其程功而不當者、如縣然。度攻(功)必令司空與匠度之、毋獨令匠。其不審、以律論度者、而以其實爲繇(徭)徒計。徭律(秦律十八種121〜124)

縣は勝手に官有の宿舍や官衙、および中庭を壊したり建て替へたりしてはならず、壊したり建て替へたりしたい場合には、必ず事前に申告する。城旦舂を動員して官有の宿舍や官衙を増築する、およびこれを補修しようとする場合は、行つてよく、事前申告にはおよばない。縣が「恆事」を行う、および事前申告して行ふ場合には、官吏が基

準に従って作業量を算出し、(実際の作業量が)その設定額より多い、および不足すること二日以上であれば、「不察」とする。上級機關の動員についても、作業量を算出して不適當であった場合は、縣と同様にする。作業量の見積は、必ず司空と匠とにやらせ、匠だけにやらせてはならない。不正確であれば、見積もった者を律で裁き、實際の作業量に據って徭徒の計簿を作成する。

右の條文から、刑徒を用いた小規模な作業であれば事前に上級機關の許可を得る必要がなく、従ってそれらは「恆事——經常の事業——」であったことが分かる。「刑徒を利用」と「小規模」とが「恆事」の条件だとすれば、一般人を用いた徭役は非「恆事」であり、そのつど上級機關の認可が必要だったことになる。次の嶽麓簡はそれを裏づける。

● 繇(徭) 律曰、發繇(徭)、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灋(法)、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、……(後略)……(嶽麓〔肆〕 156～157)

徭律。徭役を徵發するにあたり、有爵者以下、人の弟子・復子に到るまでを動員するときは、必ず所轄の執法に前もって申請し、郡ではそれぞれその郡守に申請し、いずれも作業内容および使役する徒の延べ人数を上申し、勝手に動員してはならず、……

「有爵以下」の一般人を「徭」(一般人の徭役)に動員する際には、必ず縣から郡へ(内史では執法へ)事前申告がなされ、併せて作業内容と、その作業に必要と見込まれる労働力の延べ数とが報告された。先引の秦律十八種121～124に據ると、労働量見積の責任者は縣の司空であり、配下の工匠が独自に見積もることは禁じられた。従って「邑中事」に屬するような、實質的な事業主體は郷である小規模な土木作業であっても、事前の見積には必ず縣が關與し、さらには郡の許可が必要だったことになる。

見積額の算出に際しては、積算の根據となる基準があり、それを「程」という。後代の事例であるが、『九章算術』商

功に、特定の土木作業に必要な人員の数を各種の「程」に基づいて求めた算題が見える。⁽²⁰⁾ また、秦律十八種121～124（八頁所引）には「程功——作業量を程す——」とあり、「程」は動詞としても用いられた。同じ條文に見える「度功——作業量を見積もる——」を参照するなら、動詞としての「程」は「基準に従って作業量を算出する」の謂であろう。「程」に基づいてここで算出されるのは、当該の事業を行うのに必要な「用積徒數」、すなわち人数と日数を掛け合わせた延べ數であるから、その單位は「人日 man-day」となる。⁽²¹⁾ 秦律十八種121～124で、見積と實際との誤差が「日」で数えられているのはそのためであろう。

こうして算出された必要労働量をにらんで、郡は事業實施の可否を決める。民にとって過負擔だと判断されれば、許可が下りないこともあったのだろう。それ故に見積には正確さが求められ、見積額と實際の作業量とが大きく食い違えば、責任が問われた。次の二年律令が規定するとおり、縣から郡へ毎年、見積によつて設定された作業量と實際の額との總計が報告されたのも、見積の正確さを擔保するためであろう。

都吏及令・丞時案不如律者論之、而歲上繇(徭)員及行繇(徭)數二千石官。(二年律令46)

都吏及び令・丞は律に従わない者をしかるべき時期ごとに調べて裁き、年ごとに徭役労働の設定額、⁽²²⁾ および徭役を行つた人数を二千石の官に報告する。

こうして報告された前年の總作業量は、翌年以降に郡が各縣の事業を認可する際の、参考材料ともなつたに違いない。

申請が認められると、實際に労働力が徵發される。その現場となるのは、次節に述べるとおり郷であり、郷の官吏が實務を擔當した。その際、「邑中事」のような一つの郷を單位とした作業であれば、見積にあるとおりの人数が徵發されたのだろう。一方、輸送作業の場合は、縣やさらに上級の機關が主導して複數の郷から労働力を徵發する場合もあったろう。その際には『九章算術』に見えるように、各郷の人口に應じて徵發人数が割り振られたと想像される。⁽²³⁾

(二) 労働力の徴發

許可が下りれば、實際に徭役負擔者を選定・徴發し、事業を行うことになる。嶽麓〔肆〕244～247は、これまで知られていなかった、徴發の具體的手續きを規定する條文である。

繇（徭）律曰、歲興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。節（卽）發繇（徭）、鄉嗇夫必身與典以券行之。田時先行富有賢人、以間時行貧者、皆月券書其行月及所爲日數、而署其都發及縣請。其當行而病及不存、署于券、後有繇（徭）而聶（躡）行之。節（卽）券繇（徭）、令典各操其里繇（徭）徒券來、與券以界繇（徭）徒、勿徵贅、勿令費日。其移徙者、輒移其行繇（徭）數徒所。盡歲而更爲券、各取其當聶（躡）及有贏者日數、皆署新券以聶（躡）。（嶽麓〔肆〕244～247）

徭律。毎年徭役労働の工夫を動員するにあたっては、人ごとに三尺の割り符を一つ作り、その財産の多寡をこれに記す。徭役を徴發するときには、郷嗇夫は必ず自ら里典とともに割り符を用いて徭役に派遣する。農繁期にはまず裕福な者を派遣し、農閑期には貧しい者を派遣し、いずれも派遣した月および作業日数を月ごとに割り符に書き込み、都官の徴發や縣からの申請（？）も記録する。⁽²⁴⁾派遣されるのに該當しながら病氣であった、および不在であったならば、それを割り符に記録し、その後徭役があったときに、引き繼いでその者を派遣する。⁽²⁵⁾徭役に服したことを割り符に書き込む⁽²⁷⁾ときには、里典に命じてその里の徭役工夫の割り符をそれぞれ持ってこさせ、共同で割り符に書き込んでから徭役工夫に渡すこととし、⁽²⁸⁾餘計に徴發してはならないし、無駄に日数を費やしてもいけない。轉居した場合には、そのつど徭役に行った日数を轉居先に送付する。一年が終われば改めて割り符を作り、それぞれ次年度に引き繼ぐべき不足日數、および設定額より多く服役した日数を算出し、いずれも新しい割り符に記録して引き繼ぐ。

この條文に沿いつつ、關連する規定も加えて、徵發の手順を整理しておく。

(1) 割り符の作成と管理

毎年、徭役を負擔すべき人間一名につき一組、三尺の長さの割り符が作られた。この割り符には、當然書かれたであろう本人の氏名などの他、その「厚」が記入された。整理小組が述べるとおり、後文から推測するに「厚」とは各自の財産の多寡を意味しよう。作成された割り符は、少なくとも二枚に分かれ、郷と里に別々に保管された。里においては徭役對象者本人が各自所持していたようだが、実際には里典がまとめて保管していた可能性もある。

(2) 徭役に服す者の選定

徭役への動員が必要になると、郷耆夫が里典とともに徵發對象者を選定する。その際に財産の多寡を判断材料としたことが、右の條文に明記される。加えて、前年度に服役日數の少なかった者が、優先的に選ばれたに違いない。後述するとおり、服役日數の不足分は次年度に繰り越され、そのうえで「均徭日——徭役日數を均等にする——」(嶽麓(肆) 254) ことが徵發擔當の官吏に求められていた。その他、諸々の條件を勘案して服役の順番——「次」——が決まっていたよう²⁹で、それを無視して恣意的な選定を行えば、處罰された。

傳(?) 送(?) 爲□□□□、及發繇(徭) 戍不以次、若擅興車牛、及繇(徭) 不當繇(徭) 使者、罰金各四兩。(二年律令 415)

……及び徭役・兵役の徵發が順序通りではない、若しくは勝手に車牛を動員した、及び徭使してはならない者を徭使にあてたら、それぞれ罰金四兩。

(3) 徭役日數の記入

實際に徭役に就いたら、何月に何日間服役したのが割り符に書き込まれた。勞役が「徭」と見なされる²⁹ というの

は、突き詰めていえば、服役日数が「徭」に服した期間と認められ、割り符に記入されることである。たった一日の作業であつても、それが記入された。

繇（徭）律曰、發繇（徭）、自不更以下繇（徭）戍、自一日以上盡券書、及署于牒。將陽倍（背）事者亦署之。不從令及繇（徭）不當券書、券書之、貲鄉嗇夫・吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾。（嶽麓〔肆〕253～254）

徭律。徭役を徴發するときは、不更より以下の者の徭役・兵役は、一日以上であればすべて割り符に記入し、および牒書にも記録する。將陽して任務に就かなかつた場合もこれを記録する。命令に従わなかつたなら、および徭役を割り符に記入するには相當しないのにこれを記入したなら、郷嗇夫・擔當官吏はそれぞれ貲一甲、丞・令・令史はそれぞれ一盾。

病氣のために、あるいは何らかの理由で不在にしていたために、服すべき徭役に就かなければ、その日数も割り符に記入された。不在の理由はさまざまだったろうが、嶽麓〔肆〕253～254では「將陽——一年未滿の逃亡³⁰——」がその理由となつている。次の事例が示すとおり、逃亡者が捕まつたとき、その者が徭役を逃れたか否か、逃れたのは何日間であつたかが確認できたのは、こうした記録が作成されていたからである。

亡自出 郷某爰書、男子甲自詣、辭曰、士五（伍）、居某里、以迺二月不識日去亡、母（無）它坐、今來自出。●問之□名事定、以二月丙子將陽亡、三月中逋築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、母（無）它坐、莫覆問。以甲獻典、乙相診、今令乙將之詣論、敢言之。（封診式96～98A）

逃亡して自ら出頭。 郷某の爰書。男子の甲が自ら出頭し、こう供述した「士伍で、本籍は某里にあります。去る二月のある日——日付は分かりません——に逃亡しました。他に罪に問われることはありません。いま自ら出頭しました。」●問い合わせたところ、……名前・身分は確定しました。二月丙子に將陽亡し、三月中に二〇

日間の宮殿修築の徭役労働を逃れています。四年三月丁未には「一たび逃亡すること五ヶ月と十日」と記録されています。他に罪に問われることはしておらず、覆問されてもいません。甲を里典の乙の許に連れて行って面通しさせました。いまは乙に彼を連行して裁きの場に來させています。以上申し上げます。

逃亡者は、捕らえられると未服役分の徭役に就かねばならず、これを「給通事——逃れた仕事に従事する——」といった。

吏民亡、盈卒歳、耐。不盈卒歳、毆（繫）城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆（也）、笞五十、給通事。皆籍亡日、耐數盈卒歳而得、亦耐之。（二年律令157）

吏民が逃亡し、満一年になれば耐。一年未満であれば、繫城旦舂。公士・公士の妻以上は官府で勞役し、いずれも逃亡していた日數を償う。自ら出頭したならば、笞五十にして、逃れた徭役負擔を充足させる。いずれも逃亡した日數を記録する。計算して延べ一年以上にして捕らえられた者も、また耐。

日數の記入は郷において、郷嗇夫と里典が同席して行われた。不正を防ぐためであろう。通常の帳簿ではなく、割り符を用いているのだから、日數の記入と同時に、簡の側面に勞役日數と對應する數の刻齒が入れられたに違いない。この割り符が通常の簡牘よりもずいぶん長い（三尺≒70cm弱）のは、服役／未服役の日數の記録と刻齒が、當該年度が終了するまで徐々に追加されていくのに備えてのことであろう「陳二〇一四」。

（4）病人への處遇

病氣で服役できなければ、未服役の日數を記録しておき、回復後に改めて徭役に就けられた。だが長期間病臥している者については、その年度の徭役がすべて免除された。

當繇（徭）戌、病不能出及作盈卒歳以上、爲除其病歲繇（徭）、勿繇（躡）⁹¹。□□論毆（繫）、除毆（繫）日繇（徭）戌、

以出日傳（使）之。（嶽麓〔肆〕251、252）

徭役・兵役に該当しながら、病臥して徭役・兵役に出向くことができない、および作業できないことが一年以上を満たせば、その病氣の年の徭役を免除することとし、次年度に引き継がない。……裁かれたり拘禁され……、拘禁されていた時の徭役・兵役を免除し、拘禁を解かれて出役した日からこれを使役する。

●當繇（徭）戍而病盈卒歲及毆（繫）、勿聶（躡）。（二年律令47）

徭役・兵役に該当しながら、病臥することが一年以上を満たした、および拘禁されたならば、次年度に引き継がない。

（5）過不足分の繰越

一年が終わり、次年度の新しい割り符が作成されると、そこに引き続き服役すべき（「當躡」）日数ないしは餘剩（「有贏」）の日数が書き込まれた。この場合の「餘剩」とは、基準となる徭役日数より多く服役したことであり、次の條文に見える「多員」もこれと同じである。

繇（徭）多員少員、積（隳）計後年繇（徭）戍數。（嶽麓〔肆〕254）

設定された日数より勞役が多かったり少なかったりしたならば、次の年の徭役・兵役の日数に繰り越して計算する。ここでの「員」は、豫め設定されていた服役日数を意味しよう。「多員」と對置される「少員」は、逆に徭役日数がその設定額を満たさなかつたことであり、不足分は引き続き服役すべき日数として翌年に繰り越される。類似の規定が二年律令にも見える。

縣弩春秋射各旬五日、以當繇（徭）³²。戍有餘及少者、隳後年。（二年律令44）

縣弩は春と秋にそれぞれ十五日間弓矢の訓練をし、それを勞役に當てる。兵役の日数に超過分および不足分がある

場合は、次の年に繰り越す。

右の二條文にみえる「墮」とは「下流——下方に流れる——」の意で、この場合は後年に「繰り越す」ことであるのは間違いない。嶽麓簡には次の用例も見える。

□□□言、縣官□書告、爲吏官・丞・尉以告已盡而取（娶）妻、許歸十日、墮以爲後歲告。（嶽麓〔伍〕278）

……（不明）……休暇がすでに終わってから妻を娶ったならば、一〇日間の歸郷を許し、繰り越して次の年の休暇を取
得したことにする。

判讀できない文字があり、「……丞・尉」までの文意は確としない。しかし「以告……」以降は、結婚のためであれば規定の日數を超えて休暇が與えられたものの、特別に休んだ分は翌年に繰り越され、その年の休暇日數が減らされたことをいうのであろう。もう一例舉げる。

●令曰、縣官相付受、道遠不能以付受之、歲計而墮計者、屬所執法輒劾窮問、以留乏發徵律論坐者。（嶽麓〔伍〕299）

●令にこうある。「官府が相互に財物を授受したとき、道のりが遠くて（年度内に）授受できず、年度ごとに集計する際に次の年に繰り越して計算したならば、所屬の執法はそのつど劾して問いただし、「留乏發徵」の律により罪に問うべき者を裁く」。

ここでは、財物の受け渡しが年度ごとの集計の時期に間に合わず、その出納記録を翌年に繰り越したことが譴責の対象となっている。睡虎地秦律にはそうした繰越が認められている事例も見え、³⁴ 兩者の關係はよく分からない。ただ里耶秦簡には、

計不得³⁵ 擅墮、有令。（里耶秦簡⑧ 24+186+28）

集計の際には勝手に翌年に繰り越してはならないこと、規定のとおりです。

という一文があり、嶽麓簡の規定は、正しい手続きを踏まずに勝手に繰り越すことを責めたものと推測される。

さて、徭役日数の「繰越」が生ずるからには、各人に對して豫め設定された、一年あたりの徭役義務日数が存在したことになる。問題は、それが何日間であつたかである。近年の研究論文のうち、例えば楊振紅は、二年律令44において縣弩の軍事訓練15日×2回が彼らの「徭」に當てられていることから、三〇日が「法定期限」であつたとする〔楊二〇一五、二〇一頁〕。三〇日（卅一ヵ月）という日数は、後述する「一更」が一ヵ月であるのと對應し、基準となる數字であつた可能性は認めてよい。だが、次の簡の釋讀が正しければ、義務日数は一律ではなく、爵位により異なつたことになる。

皖老各半其爵繇(徭)員、□獨給邑中事。(二年律令40)

皖老はそれぞれその爵位に應じた徭役労働の設定額を半分にし、……邑中の事のみに従事する。

ひとまずは毎年三〇日間の服役を標準としつつ、有爵者については設定日数が異なつたと考えておきたい。

嶽麓〔肆〕244〜247および關連する諸規定の出現により、徭役の徵發方法について多くの知見が得られた。中でも注目されるのは、事業ごとに動員すべき労働量が丁寧に見積もられ、そのつど上級機關（内史では執法、郡では郡太守）の審査を経たうえで、徭役労働が徵發されたこと、および徭役に服した日数が個別に、随時細かく記録され、基準となる日数に對する過不足が、翌年に繰り越されたという仕組みである。かくも緻密な制度が現實に行われていたのかは、いささか疑わしい。だが里耶秦簡からは、一人一人の勞役刑徒の作業内容が一覽として作成され、毎日縣に提出されていたことが知られる。當時の労働力管理にはかなりの緻密さが求められており、少なくとも官吏の書類仕事は、右の手続きに沿っていたと考えられる。

はじめに述べたとおり、地方（縣）での徭役労働は「更卒」を動員して、すなわち徭役負擔者が一ヵ月を單位にして交

替で上番し、作業に就けられるというやり方で運営されたと、従来は考えられてきた。一カ月の義務期間中に、はたして毎日就労すべき用務があったのか、仕事にあぶれることはなかったのか、という疑念に對しては、仕事があつた場合は日數に應じて「過更錢」が徴收されたのだという説明が、例えば示されていた「濱口一九三四」。だが出土した法律條文が語る制度の概要は、こうした推測と異なり、そもそも「仕事にあぶれる」ことがありえない仕組みだったことになる。だが秦簡にも、輪番に従つて、一定期間まとめて就役するやり方が確かに見て取れる。兵役に服す場合である。

第三章 兵役の動員手續き…徭役との相違點と共通點

まず嶽麓〔肆〕184～185を引用しよう。

●戌律曰、戌者月更。君子守官四旬以上、爲除戌二更。遣戌、同居毋竝行。不從律、貲二甲。戌在署、父母・妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾〔給〕日。繇〔徭〕發、親父母・泰父母・妻・子死、遣歸葬。已葬、輒聶〔躡〕以平其繇〔徭〕。(嶽麓〔肆〕184～185)

●戌律。戌卒は月ごとに輪番交替する。君子が四十日以上にわたり官吏の職務を代行したなら、戌卒としての輪番勤務の一回分を免除する。戌卒を派遣するにあたり、同居する者が同時に送られることはない。律に従わなければ、貲二甲。戌卒が部署にいて、父母・妻が死んだならば、葬儀に歸らせる。所屬の縣に報告し、縣が命じて勞役日數を充足させる。徭役に徴發されて、實の父母・祖父母・妻・子が死んだならば、葬儀に歸らせる。葬儀が終われば、そのつど勞役日數を翌年に引き継ぎ、徭役を平等にする。

邊境防備に派遣される戌卒は輪番で任務に就き、その任期は一ヶ月であつた。里耶秦簡に見える「更戌」がこれである。

兵役への服役方法は、用務の規模によって服役期間がまちまちであった徭役とは、この点で大きく異なる。

だが實のところ、兵役の動員手順は多くの點で徭役と共通していたようである。前章に引いた徭律にしばしば「徭戍」とあり、徭役と兵役の兩者についてまとめて規定されているからである。具體的には、服役者の選定に際しては順番（次）があったこと（二年律令⁴⁵）、一日でも服役すれば、それが割り符に記録されたこと（嶽麓〔肆〕253～254）、設定額に對する過不足が翌年に繰り越されたこと（嶽麓〔肆〕254）、一年以上にわたり病臥すれば、その年の服役義務は帳消しになったこと（嶽麓〔肆〕251～252）については、律文に「徭戍」とあり、兵役と徭役で手続きが同じだったことが分かる。割り符による服役日数の管理、さらに過不足分を翌年の割り符に繰り越すことによる勞役負擔の均等化は、兵役の徵發に際しても同様に行われ、恐らくは一つの割り符に、徭役・兵役の服役記録がいずれも書き込まれたと想像される。

別に論じたとおり「宮宅二〇一八a」、戍卒の任期がわずか一カ月であるのは、この規定が秦の領土擴大以前に定められたことを示唆している。やがて領土が擴大し、任地までの旅程が長くなると、兵役は一カ月に収まらず、その任期は事實上一年程度になっていたと推測される。³⁹また征服戦争の時期には、より長期の從軍が強いられることもあったに違いない。かくして一カ月を大幅に超えて兵役に服したなら、超過分を翌年以降に繰り越すという、徭役と同じ原則により負擔の均等化が圖られたのだろう。

一方で兵役には、服役期間の他にも徭役と異なる點があった。まず代理を立てることが許された。

● 戍律曰、下爵欲代上爵、上爵代下爵、及母（無）爵欲代有爵者戍、皆許之。以弱代者及不同縣而相代、勿許。【不當相代】而擅相代、貲二甲。雖當相代而不謁書于吏、其庸代人者及取代者、貲各一甲。（嶽麓〔肆〕182～183）

戍律。下級の爵位の者が上級の爵位の者に、上級の爵位の者が下級の爵位の者に、および無爵の者が有爵の者に代わって戍卒となろうとする場合、いずれもこれを許す。弱年者が老人に代わる、および違う縣の者が代わるのなら、

許さない。代わつてはならないのに勝手に代わつたら、貲二甲。代わつてよくても、吏に書類作成を頼まなければ、雇われて人に代わつた者および代理を雇つた者は、それぞれ貲一甲。

年齡的に釣り合いのとれた、同じ縣内の人間であれば、官吏の許可を得た上でその者を代理とすることができた。その際に傭賃が発生したのか、その徴收に官が關與したのか否かについては、律文に言及がない。

第二に、病人であれば任地までの移動が免除されることがあった。

當戍故徼而老病居縣、……(後略)……(嶽麓〔肆〕292)

故徼で防備に就くべきところ、老齡・病氣であるため本籍地の縣(で作業し)、……

「居縣」は本籍地の縣のことであり「陳偉二〇一七」、この場合は「當戍故徼有故而作居縣」(嶽麓〔肆〕274～275)と同じく、そこで作業に就けられることを言うのであろう。病氣で服役できなかつた者が快癒したなら、任地に赴くのが原則である(嶽麓〔肆〕186)が、「故徼——統一以前の國境地帯——」まで行くのが難しい場合は、居住地で代替の用務に就くことが認められた。

第三に、同居家族から二名を同時に徴發することが禁じられた。

●戍律曰、同居毋并行、縣嗇夫・尉及士吏行戍不以律、貲二甲。(秦律雜抄39)

●戍律。同居の者が同時に派遣されることはなく、縣嗇夫・尉および士吏が律に従つて戍卒を派遣しなければ、貲二甲。

ほぼ同じ規定が先に引いた嶽麓〔肆〕184～185にも見える。これら三つの相違点はいずれも、兵役が一ヶ月のみで完了せず、長期にわたるのが實情であつたことに因り生じているのであろう。

右の秦律雜抄39で併せて注目されるのは、科罰の對象として縣嗇夫(縣令)・尉・士吏のみが擧げられる點である。不

當な徭役徵發（「興徭……而不當」嶽麓〔肆〕147）や徭・戍の徵發おける券書の不正（「不當券書、券書之」嶽麓〔肆〕253、254）で直接責任者として罰せられたのは郷嗇夫（および擔當官吏）であったが、ここには郷嗇夫が含まれない。郷嗇夫が里典とともに、割り符を片手に人選した徭役と異なり、戍卒の選抜は縣の令・尉の責任の下に行われ、郷に下達されたのかもしれない。

そもそも領土のどこに、戍卒を何人配置するのかは、中央において計劃が練られたに違いない。各郡の罰戍をそれぞれ特定の郡に送り込むよう定めた規定の存在は、戍卒配備の方針が郡よりも上級のレベルで調整されたことを物語る。徭役と異なり、必要労働力の見積は常に中央でなされたと考えられる。

中央で算出された、徵發すべき人員数が如何にして各地に割り振られ、末端の郷にまで下りてきたのか、詳細は分からない。ただ、張家山漢簡「奏讞書」案例①では「屯——駐屯地——」への出頭命令が郡尉から發せられ、縣（案例①では道）の尉が徵發の責任者となり、出頭命令に従わなかった者を發發嗇夫（縣尉の配下でその事務に當たる）⁽⁴²⁾が告發している。兵員の人選・徵發・移送の業務は主として軍政系統の官吏が擔當し、民政系統の役割は副次的なもので、例えば郷嗇夫についていえば、ただ服役日数の記録に當たっただけなのではないか。

以上、徭役と兵役の動員方法について、その共通点と相違点を確かめた。相違点のうち、兵役が一月を單位に徵發される建前であったのは、それが「一時的勞役」ではなく、「繼續的勞役」であったからに他ならない。邊境防備には繼續的な人員の需要があり、兵士にはまず、持ち場（署）とされた軍事據點に赴き、そこに待機していることが求められた。鷲尾が指摘するとおり、拘束期間が固定された動員方法は兵役にこそ適合的であった。

ただし秦代の史料には兵士以外にも、一ヶ月を單位にして輪番で働く者が現れる。「更」という勤務形態で用務に就く——「踐更」する——者たちがそれである。最後に彼らを取り上げておこう。

第四章 「踐更」する者たち——いわゆる「更徭」の不存在

筆者は舊稿「宮宅二〇一二」で、「更」およびそれと對になる「冗」について論じたことがある。その中で、輪番を組んで勤務する者たちの内譯を整理した。補足・修正をくわえつつ、その結論を示しておく。

・ 身體障害者・刀傷や疾病により「罷癰」と認定された者のうち、軍務により傷を負ったのではない者は「作縣官四更——官署で四交替制の作業に就く——」とされた（二年律令408～409）。「四更」だと三ヶ月に一度就勞することになり、その頻繁さはこれが義務的な負擔ではなく、彼らの生活を保護する意味が込められた一種の「雇用」であつたことを示唆している。

・ 兵役従事者・舊稿では、「一般人に課せられる徭役にも輪番が組まれていた」（二二頁）と述べたが、この「徭役」は「兵役」に改めねばならない。以下に述べるとおり輪番式の徭役の存在は、秦代においてははっきりと確認できない。

・ 専門技術者・舊稿では卜、祝、阜、工人、樂人が輪番勤務であつたことを指摘した。その後公刊された里耶秦簡には、「船人」が「踐更」する例が見える。船人とは船舶の航行に携わる人員で、船齋夫の配下に置かれていた（二年律令6～8）。

啓陵津船人、高里士五啓封、當踐十二月更□廿九日□□

正月壬申、啓陵郷守繞効。

卅三年正月壬申朔々日、啓陵郷守繞敢言之。上効一牒□（正）

正月庚辰旦、隸妾咎以來。／履發 □（背）（里耶秦簡⑧⑨）

啓陵津の船人で、高里の士五である啓封は、十二月に上番すべきところ……（後略）……

これら人員の多くが特殊な技能を要する職務に従事しており、一般人が無作為に選ばれ、交替で就労したのではなく、就役者がほぼ固定されていたと考えられる。この点で、彼らの就労は通常の徭役とは區別される。だが、「縣弩」による三〇日間の訓練参加が「徭」と見なされた（前述）ことが示すとおり、特別な用務に就く代わり、彼らの徭・戍は免じられたのだから、その意味でこれらの用務は徭役・兵役と並置されていたとも言えよう。

一方、里耶秦簡には見張りや使い走りのような、特別な技能を必要としない公務に服す者が現れる。渡邊信一郎が想定するとおり、こうした単純労働には一般人が、徭役の一部として交替で服役し、官府の業務を下支えしていたことが十分に考えられる。だが現有の史料に據るかぎり、「吏僕——吏の下僕——」「走——使い走り——」「養——炊事係——」「守府——見張り——」などの任に就く者はほとんどが勞役刑徒⁴³で、一部に戍卒の流用が見えるのみである。この点については、今後の史料の増加を待つこととしたい。

・ 下級官吏・佐・史以下の下級官吏のなかには、輪番で勤務する者もいた可能性がある。

・ 勞役刑徒・舊稿では隸臣妾に「更」「冗」の別があったことを指摘したが、さらに司寇刑徒にも「冗作」する者と「踐更」する者がいた。

及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇冗作及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐更日、日六錢計之、皆與盜同灑。

（嶽麓〔肆〕17〔18〕）

……およびおよそ隸臣妾として勞役すべき者が逃亡すれば、一日あたり六錢として計算し、および司寇で冗作する、および踐更すべき者が逃亡すれば、いずれも冗作すべき、および踐更すべき日数を、一日あたり六錢として計算し、いずれも盜罪と同じ法を適用する。

この事實を念頭に置くなら、徭役制度を扱った多くの論文が引用してきた次の里耶秦簡は、その解釋が改められるべきで

ある。

廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉。令曰、傳送・委輸必先悉行城旦春・隸臣妾・居貨贖責（債）。急事不可留、乃興徭。●今洞庭兵輸內史及巴・南郡・蒼梧。輸甲兵、當傳者多、節傳之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦春・鬼薪白粲・居貨贖責（債）・司寇・隱官踐更者。田時毆、不欲興黔首。嘉・穀・尉各謹案所部縣卒・徒隸・居貨贖責（債）・司寇・隱官踐更縣者簿有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首、興黔首、可省少弗省少而多興者、輒効移縣。縣亟以律令具論、當坐者言名史泰守府。嘉・穀・尉在所縣上書、嘉・穀・尉令人日夜端行。它如律令。（里耶秦簡⑩5A（B面は略））

始皇帝二十七年（前20）二月丙子朔庚寅（15日）、洞庭郡守の禮が縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉に申し傳える。令に「遞送・運輸を行う際には必ず先に城旦春・隸臣妾・居貨贖責をすべて動員する。急ぎの任務で、保留しておけないならば、「徭」を動員する」とある。●いま洞庭郡の武器が内史及び巴郡・南郡・蒼梧に輸送される。武器を輸送するのに、遞送人員が多く必要になるので、もしこれを遞送するとなれば、守城の任に就いている兵卒・隸臣妾・城旦春・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官で輪番に就いている者を必ず先に動員する。農繁期なので、一般民は徵發したくない。嘉・穀・尉はそれぞれ所轄する縣の卒・徒隸・居貨贖責・司寇・隱官で縣において輪番に就いている者の名簿に、武器を遞送させることのできる者がいるかどうかを調べよ。……（後略）……

渡邊信一郎や楊振紅は、傍線部を「司寇・隱官・踐更（縣）者」と句讀し、「踐更者」を獨立させ、これを濱口の言う「更卒」だとする。廣瀨薫雄も同様である「廣瀨二〇一〇、三二七頁」。だがこの解釋に従うと、ここでは「兵役に就く一般人／刑徒／徭役に就く一般人」という順序で労働力が羅列されていることになり、なぜ徭役従事者が刑徒の後ろに回されるのか、不可解である。さらに右に述べたとおり、「踐更」する者の内譯はさまざまであり、「踐更者」のみでは、ど

の労働力を指しているのか特定できない。「司寇刑徒や隱官のうち、上番中の者」と解釋するのが妥当である〔宮宅二〇一九〕。

さて、こうして「踐更者」を列擧すると、その多くに「持ち場」があり、用務に備えてそこで待機しているのも仕事の一部であったことに気づく。⁴⁵彼らもいわば「継続的勞役」に服す者であった。確かに刑徒についていえば、一定の用務が彼らのために用意されていたわけではない。だが一般人の徵發はなるべく避けられ、まずは刑徒が動員されたのだから、一ヶ月の上番中に、彼らに用務がないという事態はほとんどなかっただろう。また刑徒——さらに身體障害者——にとって、服役は「負擔」であると同時に、生活の糧を得る手段の一つでもあった。拘束期間が固定されている意味を、この點に認めることもできよう。

いずれにせよ秦簡のなかには、濱口のいう「更卒」、すなわち一ヶ月交替で地方での單純勞働（＝「更徭」）に服す一般人の姿を見いだすことができない。「一時的勞役」が大半を占める地方の徭役は、必要數を隨時徵發する方式で運営され、これに對し、一ヶ月という任期を設定して調達された労働力は、邊境防備のような「継続的勞役」に投入されたというのが、現有の出土法制史料が語るところである。

おわりに

秦代の徭役とは、土木作業・物資輸送などの、相應の労働力が不定期に必要な用務に、毎年累計三〇日を目安にして人員を徵用するものだった。各自の服役日數は細かく記録され、義務日數に對する過不足が翌年に繰り越され、負擔の均等化が圖られた。その一方で、継続的な勞役である邊境防備の任務には、一ヶ月交替の輪番形式で兵士が動員された。

ほとんどの一般人にとって輪番形式での「踐更」とは、兵役に服することに他ならなかったであろうが、特殊技能を持つ一部の者は、官府での下働きに輪番形式で服役した。いずれにせよ、輪番での服役も記録に留められ、一ヶ月（卅三〇日）「踐更」したなら、その年の勞役義務は果たしたと見なされたのであろう。すなわち、徭役にせよ兵役にせよ、一年あたり三〇日程度というのが義務日數の目安であったと考えられる。

ただしこれは原則であり、現實には勞働需要にあわせて「柔軟な」運用がなされたに違いない。兵役は長期化し、一年程度になっていだろうという推測は、本論でも述べた。もしも一二月月にわたり服役したなら、一ヶ月分が「多員」として繰り越され、以後暫くは免役されるという建前なのであろうが、これもまた原則である。郷内の人間がいずれもすでに長期間従軍していたなら、一人の人間が特に免役されることはなかっただろう。

領土の擴大に伴って、兵役のみならず、徭役の長期化も進んだに違いない。長城築造のような巨大な土木事業を実施するためには、勞働力を遠方からも、長期間動員する必要がある。その際、各地で徵發された人員は、數日間の服役を前提とした徵發方法ではなく、長期服役する者を送り出すやり方——すなわち「踐更」方式——で集められ、移送されたであろう。いわば、秦の擴大から統一へと向かう過程のなかで、「徭役の兵役化」が進んだのではあるまいか。本論で推測したとおり、徭役人夫の人選が郷耆夫によって、各郷の實情を踏まえつつ實施されたのに對し、兵役の徵發計劃が中央で策定されるものだったとすれば、「徭役の兵役化」とは、賦役勞働力管理の中央集權化を同時に意味していよう。

漢代においても、とりわけ關東の直轄地化が進む景帝期以降には、これと同じ傾向が續いたに違いない。『鹽鐵論』禁耕には、

故鹽冶之處、大校皆依山川、近鐵炭、其勢咸遠而作劇。郡中卒踐更者、多不勘（堪）責取庸代。

そこで製鹽・製鐵を行うのは、たいてい山川の近くの、鐵や炭を入手しやすい場所なので、居所から遠く、仕事も

厳しくなります。郡中で踐更する人夫は、往々にして要求に堪えられず代理の者を雇います。

とあり、鹽鐵製造のための勞働力が輪番形式で調達されていたことが窺える。「更徭」の語が景帝末の記事に初見するの⁴⁶も、「徭役の兵役化」が進み、「徭役」が「踐更」方式で運用されるのが一般化した結果ではないか。

秦から漢へと続く制度の變遷をやや大膽に推測するならば、以上のような経緯が考えられる。少なくとも、秦代の徭役・兵役制度が漢代にそのままの形で繼承されたのではなからう。董仲舒の述べるころとは異なり、兵役制度に紆餘曲折があつたのは間違いない「宮宅二〇一八b」。また文帝十三年における勞役刑の全面的な有期化は、刑徒勞働を補完するものであつた徭役勞働の位置づけを、大きく變えたに違いない。

だが現状では、秦・漢の間での史料密度の差は歴然としており、漢制の詳細が分からない以上、秦から漢へと通観するのは難しい。典籍史料に残る斷片的な記事を、その信頼性と時代背景に十分に留意しつつ、つなぎ合わせていくほかない。今後の課題としたい。

註

- (1) 食貨志の句讀は濱口自身の見解に據る。句讀をめぐる諸説については宮宅二〇一八bを参照のこと。
- (2) 一般の成人男子の兵役を一年間とする濱口説に對し、二年間とする論者もいる「西田一九五〇」。だがいずれも、兵役の期間を一年単位と見ている點では共通する。
- (3) 様々な勞役がこの二種に區分できるという着想は、廣瀬二〇一〇より得た。
- (4) 鷺尾祐子は、この場合の「邑中」が「縣内」ではなく「集落内」の意であり、具體的には郷を指したことを論じる「鷺尾二〇〇九、五〇〇」
- (5) 二年律令247、248に「郷部嗇夫は邑中の道を掌り、田嗇夫は田の道を掌る」とあり、郷（邑内）と田（邑外）という關係が窺える。
- (6) 渡邊信一郎は、「官」とも「民」ともつかない最下層の公務服役者を「卒」と總稱する「渡邊一九九四、第八章」。高村武幸は、官吏同様の職務を果たすものの俸給を受け取らない者たちを「半官半民」と呼ぶ「高村二〇〇八、第一部第二章」。具體的には、里正（里典）などの在地社會の世話役や、郵人など、特別な任務を持つ公務服役者がそれに含まれる。刑徒に「僕（下僕）」や「養（炊事係）」などの仕事を委ねることすら「除す」と表現される（嶽麓〔肆〕263）。

五四頁。

(7) 「皖老」「免老」とされる年齢は爵位により異なるが、士伍身分の者であれば、六十二歳で皖老、六十六歳で免老とされた(二年律令356、357)。

(8) 「八更」とは八交替制で就役すること。既存の史料からは、五十六歳以上の書記や卜人(「史・卜」、および勤続年数が二十年以上で年齢が五十六歳に達した下級官吏(「佐」)が「八更」で勤務したことが知られる(二年律令484、486)。だが本條文では、「及八更」として「八更」が單獨で現れ、如何なる役務に「八交替」で服す者なのか明記されず、解釋が難しい。

一案として、「及八更」の「及」が衍字であり、「敘任されて用務を與えられ、八交替制で勤務している者」、いわば吏役のうち上番する頻度が少ない者が、「邑中事」にも動員されたという解釋が考えられる。秦代には、すべての吏役が「邑中事」に徴用されたわけではなく、「駕騶」(御者)の勞役は免除された。

● 駕騶除四歳、不能駕御、賞教者一盾、免、賞(償)四歲繇(徭)戍。除吏律。(秦律雜抄3、4)

● 駕騶が敘任されてから四年となるのに、馬車を操ることができなければ、指導した者は賞一盾、駕騶は免じられ、四年分の徭戍を償う。除吏律。

いったん「除」されて駕騶になると、その間は「徭戍」が免除されるものの、成績不良で免じられたなら、その分の勞役に服することになった。この駕騶も「除有爲者」の一つであるが、彼らは勞役免除であつた。すべての吏役が「邑中事」に動員されたのではなく、そのうち「八更」のような、就役の頻度が少ない者のみが対象になつたと推測する所以である。

(9) ただし、漢初には「公大夫以下」が動員の対象となり(二年律令43)、免除の範圍が「公乘」(第八等)以上に變化しているようである。

(10) 注7参照。

(11) 女子の徭役については諸説あるが、本稿では女子は基本的に徭役・兵役の対象ではないと考えた。151、153簡についていえば、徵發對象は「不更」以下であるとして爵位が明記されており、爵を持たない女性はそもそも徵發されなかつたと思われる。後述するとおり、徭役義務日数が「爵徭員」とも呼ばれるのは、この推測を傍證しよう。また出土法制史料では「女子」と「小」とがしばしば並置され、このことも女子が徭役負擔者ではなかつたことを示唆している。

一つ氣にかかるのは、次項で述べる運送業務に關しては、女性が徵發對象外であることを、二年律令(41、43簡)がわざわざ附言している點である。鷲尾祐子はこの點に注目し、女性がそれ以外の用務に限定的に服役した可能性を指摘する(鷲尾二〇〇九、六五頁)。確かに二年律令は女性が服役する事態を想定しているようで、傾聽に値する指摘である。だが、そうした女性の服役が制度化されたものだったのか、それともあくまで例外的なものだったのか、現時點では判断できない。石原二〇一九は不明字(□□徒)を「官徒」と釋したうえで、「徭ではなく特定の人々」「恆常的な人員」がこれに従事したとする。

(12) 當該條文の「葆」字を「擔保する」「請け負う」と解釋する說に従つた。「秦簡牘合輯(壹)」(武漢大學出版會、二〇一六)参照。

(13) 原文は「諸有除者」だが、これは嶽麓(肆)151、153の「諸除有爲者」と同じだろう。

(14) 嶽麓(肆)157に二年律令41、43とほぼ同じ一文が見えるが、ここでは女子と吏役が免役者として擧げられない。原文で該當箇所を比較しておく(傍線部が相違點)。

凡免老及救童未傳者、縣勿敢使。節載粟……(嶽麓簡(肆)157)
免老・小未傳者・女子及諸有除者、縣道勿敢徭使。節載粟……(二年律令42、43)

嶽麓に女子と吏役が見えない點をことさらに重視するなら、秦代には女子・吏役が運送業務に服したものの、漢代には免役されたことにな

る。この解釋が正しければ、秦代に女性は徭役を免除されておらず、「邑中事」にも動員された可能性が高くなる。注11に述べた私見を、根本から再考する必要がある。

その一方で、嶽麓に女子・吏役が見えないのは、単に條文に節略があり、免除者が網羅的に列挙されていないだけである可能性もある。別稿で述べたとおり「宮宅二〇一七」、嶽麓の秦律令は條文集の正本ではなく、編集作業用のファイルとおぼしく、「書かれていない」ことに依據した立論はなるべく避けられるべきである。女性への徭役賦課の議論にはこれ以上踏み込まず、他日を期することにした。

(16) 『秦代出土文字史料の研究』班二〇一八、四六頁、注⑥、⑦参照。
縣有塞・城尉者、秩各減其□……□秩百廿石。(二年律令49)

(18) 卒治河者爲著外繇六月。『孟康曰、外繇、戍邊也。治水不復戍邊也。』
『漢書』溝洫志

(19) 邊境で非常事態が生じた場合に緊急動員される兵は「奔警」と呼ばれ、「戍」とは動員方法を異にした(嶽麓〔肆〕177-180)。

(20) 『九章算術』の諸例のうち、堤を築く場合の算題を挙げておく「宋杰一九八五」。

今有隄、下廣二丈、上廣八尺、高四尺、袤一十二丈七尺。問、積幾何。答曰、七千一百一十二尺。冬程人功四百四十四尺。用徒幾何。答曰、一十六人一百一十一分之二。

下の幅が二丈、上の幅が八尺、高さ四尺、長さ十二丈七尺の堤がある。その體積はいくらか。七千一百一十二立方尺である。冬期の基準では一人あたりの仕事量は四百四十四立方尺である。何人の人夫を用いればよいか。十六と百一十一分の二人である。

「冬程」の他、「春程」「夏程」「秋程」があり、一人あたりの作業量(「人功」)の基準は、作業内容のみならず、季節(「日照時間」)によっても異なっていた。『大唐六典』によると、唐代の「功程」は季節に応じて「長功」「中功」「短功」の三種があったという(卷七工部尚

書)。

『九章算術』の算題に類するものは、居延漢簡にも見られる。

二里五十步可作糧格。下廣丈二尺、上廣八尺、高丈二尺、積卅六萬八千尺、人功百五十六尺、用積徒三千人、人受袤尺三寸。
(E.P.T28: 86)

□四尺、下廣丈二尺、深四尺、積卅二萬一千卅八尺。秩(秋?)程土并出人功四百卅一尺六寸、用積徒七百廿七人、人受

(E.P.T28: 37)
□用積徒千一十三人少半人、率亭廿六人大半人(E.P.T28: 39)
□徒萬七千一百八十八大半人、率亭一百五十二人少半人

(E.P.T28: 40)
□四百尺、人功百五十六尺、用積徒千九百卅九人、人受袤表三尺

九寸(E.P.T28: 73)
□當修治、凡章用積徒四萬四千(E.P.T28: 188) □七十尺率人功

□二十尺(192・6)

T 58から出土した四簡は、いずれも謹直な書體で書かれ、二箇所で編

聯された跡があり、あるいは數學書の一部かもしれない。張家山漢簡「算數書」のような數學書が地方下級官吏の墓から出土する理由の一つも、作業量の算出という業務に關わるものであろう。

斷簡で詳細は分からないが、里耶秦簡には次のような簡がある。

(21) □……出入□□五萬□
□□□□千三百八十三日、繇二日、員三萬□

□凡五萬六千六百八十四日(⑧ 1916)

王彥輝が指摘するとおり「王二〇一六、二五一頁」、これは徭役日數に關わる計算の記録とおぼしく、「三萬」「五萬」という大きな數量は、それが實數ではなく延べ數であることを窺わせる。

「員」は官吏の「定員數」など、豫め一定の枠が設定されている數量(員數)であるが、「程」に基づいて算出され、豫定額として設定され

- た数字もまた「員」であったと考える。本文に引いた睡虎地秦律十八種121、124で、作業量の見積額（＝用積徒數）が「員」と呼ばれているのも同様である。『漢書』尹翁歸傳には、
- 豪強有論罪、輪掌畜官、使研筮、責以員程、不得取代〔師古曰、員、數也。計其人及日數爲功程。不中程、輒笞督、極者至以鈇自剄而死。〕
- とあり、人數と日數を基に見積もられ、設定された刑徒の作業ノルマが「員程」と呼ばれている。睡虎地の「爲吏之道」に見える「作務員程」もこれと同類であろう。
- (23) 例えば次のような算題がある。「今有北鄉算八千七百五十八、西鄉算七千二百三十六、南鄉算八千三百五十六、凡三鄉發徭三百七十八人、欲以算數多少衰出之、問各幾何。答曰、北鄉遣一百三十五人、一萬二千一百七十五分人之二萬一千六百三十七。西鄉遣一百一十二人、一萬二千一百七十五分人之四千四。南鄉遣一百二十九人、一萬二千一百七十五分人之八千七百九」（衰分）。石原遼平も、こうした史料に基づき同様に推測する『石原二〇一九、八五頁』。
- (24) 原文は「券書」。この場合は動詞で、「券に書き込む」の意。類例が獄籠〔肆〕の他の徭律に見える(253、254)。
- (25) 原文の「都發及縣請」は不詳。陳偉が「都發」を「都官による徵發」（ないしは大規模な徵發）、「縣請」を「縣からの申請」と解釋する〔陳二〇一四〕のみに暫く従った。
- (26) 原文は「聶」。整理小組は「躡」に通じ「追」の意とする。文脈に則していえば、「聶」は服役すべきであった日數が免除されることなく、それ以降も引き繼がれていくことをいう。この場合の「聶」は「躡」に通じ、その意味するところは「つづける、繼續する」〔『漢書』文三王傳「文吏躡尋、不得轉移。」であると考える。〕
- (27) 原文は「券徭」。獄籠〔肆〕249にも見え、物資輸送に際して役牛が瘦せたなら、「將牛者」は「券徭」してもらえないとある。徭役に服し
- た日數を割り符に書き込むことである。
- (28) 原文は「與券」。獄籠簡には類例として「與入錢者參辨券之」(『肆』122)が見える。鄉齋夫と里典が共同で券書することにより、実際にはより長期間徵用したり(『發贅』)、逆に徭役日數を水増しする(『費日』)ことが防止されたのだろう。
- (29) 第一章に引いた獄籠〔肆〕151、153参照。秦律十八種116、124では「計爲徭」と記される。
- (30) 「將陽」の定義は獄籠〔肆〕91に見える。
- (31) 「聶」の下の二文字が不明だが、二年律令と比べるなら、ここで斷句するのが妥當だろう。
- (32) 「以當徭戊」とも讀めるが、「徭」と「戊」の間にはし字型の記號が挿入されているので、この箇所を句斷した。
- (33) 『漢書』溝洫志に「水隤以絕商顏〔師古曰、下流曰隤。〕、東至山領十餘里間」とある。
- (34) 官相輸者、以書告其出計之年、受者以入計之。八月、九月中其有輸、計其輸所遠近、不能逮其輸所之計、……(斷簡)……【移】計其後年、計母相繆。工獻輸官者、皆深以其年計之。金布律(秦律十八種70、71)
- (35) 原釋は「臆」だが、圖版と文意より釋讀を改めた。
- (36) 『張家山漢墓竹簡』は「……其爵繇、□人獨……」と釋讀する。これに對し「二年律令與奏獻書」は、赤外線寫眞に見える殘畫から「……其爵繇員、入獨……」と改める。確かに「員」字の左半が寫眞から確認できる。一方で、「員」の下にある文字も左半しか見え、右半「入」であるか否か、判斷できない。暫く不明とする。
- (37) 石原遼平は、注19に引用した里耶秦簡に據り「徭」の服役義務日數は月二日であったとしつつ、それが爵位により相違した可能性を指摘する『石原二〇一九、七四、七六頁』。
- (38) 陳勝・吳廣皆次當行、爲屯長。(『史記』陳涉世家)

- (39) 筆者は先に『尉繚子』兵令下の「兵戍邊一歳」を挙げ、秦代の邊境防備が一年間であったことを推測した〔宮宅二〇一、五七頁〕。その際には、秦律雜抄3〜4「償四歳徭戍」を同時に引用して論據にしたが、この一文は「はじめに」で述べたように解釋されるべきである。ここに訂正したい。戍邊が「實質」一年任期であったことを證明する堅い論據は嚴密にいえば存在しないが、いわゆる戍邊刑が「戍〇歳」とされること、呂后時に「令戍卒歳更」〔史記〕漢興以來將相名臣年表とされるものがそれを傍證する。
- (40) 鷺尾祐子は、兵役については「縣における武官の長である尉」が、自らの管理する名籍によって徵發したのであり、その名籍に記載されるのが「傳籍」であるとしている〔鷺尾二〇〇九〕。
- (41) 縮請許而令郡有罪罰當戍者、秦原署四川郡、東郡・參川・潁川署江胡郡、南陽・河内署九江郡。〔嶽麓(706)〕
……秦原署四川郡、東郡・參川・潁川署江胡郡、南陽・河内署九江郡、南郡・上黨・□邦道當戍東故徼者、署衡山郡。(同0194+0383)
右の簡は未公開。陳松長二〇〇九が釋文を載せる。
- (42) 縣尉と發弩齋夫の關係については宮宅二〇一六で論じた〔一九頁〕。
- (43) 吏僕・養・守官府の仕事には、通常隸臣が就けられ、隸臣が足らない時には、罰金刑を勞働で償う者(居貨贖債)や隸妾が暫定的に服役した〔嶽麓(肆) 165〜166〕。
- (44) 里耶秦簡⑧ 16に「遷陵戍卒多爲吏僕、……」とある。
- (45) 石原遼平は「踐更」が場所を目的語にとることに着目し、「就勞地に出頭し、そこに詰めることが踐更の核となる要素」だとする〔石原二〇一七、四一頁〕。
- (46) 文翁、廬江舒人也。……景帝末、爲蜀郡守、仁愛好教化。……又修起學官於成都市中、招下縣子弟以爲學官弟子、爲除更徭、高者以補郡縣吏、次爲孝弟力田。(『漢書』循吏傳)

【附記】

本稿の査讀後、石原二〇一九を得た。本稿の内容と重なる部分も多く、嶽麓(肆) 244〜247などの分析においては、さらに緻密な議論が展開されている。ただし、徭役・兵役制度の枠組み全體への理解をめぐっては、本稿および宮宅二〇一九と立場を異にする。あわせて参照されたい。また本稿は、日本學術振興會科學研究費補助金(課題番號19H01318)による研究成果の一部である。

【引用文献表】

- 石原 遼平 二〇一七 「漢代更卒輪番勞役の各縣における不均」と均一化」『日本秦漢史研究』第一八號
- 石原 遼平 二〇一九 「秦漢時代の「徭」」『東洋文化』第九九號
- 「秦代出土文字史料の研究」班 二〇一八 「嶽麓書院所藏簡《秦律令(壹)》譯注稿その(二)」『東方學報』京都 第九三冊
- 高村 武幸 二〇〇八 『漢代の地方官吏と地域社會』汲古書院
- 西田太一郎 一九五〇 「漢代の正卒について」『東洋の文化と社會』一
- 濱口 重國 一九三二 「踐更と過更——如淳說の批判」、同『秦漢隋唐史の研究』東京大學出版會、一九六六所收
- 濱口 重國 一九三二 「踐更と過更——如淳說の批判」補遺、同右
- 濱口 重國 一九三四 「秦漢時代の徭役勞働に關する一問題」、同右
- 廣瀬 薰雄 二〇一〇 『秦漢律令研究』汲古書院
- 宮宅 潔 二〇一七 「中國古代刑制史の研究」京都大學學術出版會
- 宮宅 潔 二〇二二 「漢代官僚組織の最下層——「官」と「民」のはざま」『東方學報』京都八七冊、
- 宮宅 潔 二〇一六 「秦代遷陵縣志初稿——里耶秦簡より見た秦の占領支配と駐屯軍——」『東洋史研究』第七五卷第一號
- 宮宅 潔 二〇一七 「嶽麓書院所藏簡「亡律」解題」『東方學報』京都九二冊

- 宮宅 潔 二〇一八 a 「征服から占領統治へ——里耶秦簡に見える穀物支給と駐屯軍」宮宅潔(編)『多民族社會の軍事統治 出土史料が語る中國古代』京都大學學術出版會
- 宮宅 潔 二〇一八 b 「秦代徵兵制度研究の現在——基本史料の解釋をめぐって」『歴史と地理』七二六
- 宮宅 潔 二〇一九 「秦代の「徭」と「戌」——その字義をめぐって——」『秦代出土文字史料の研究』班 HP (<http://www.shindai.zin.bunkyo-u.ac.jp/archive.html>) 二〇一九年四月一日
- 山田 勝芳 一九九三 『秦漢財政收入の研究』汲古書院
- 鷺尾 祐子 二〇〇九 『中國古代の專制國家と民間社會——家族・風俗・公私——』立命館東洋史學會
- 渡邊信一郎 二〇一〇 「漢代更卒制度の再檢討 補論」、同『中國古代の財政と國家』汲古書院、二〇一〇所收
- 陳 松長 二〇〇九 「嶽麓書院藏秦簡中的郡名考略」『湖南大學學報』(社會科學版) 二〇〇九年第二期
- 陳 偉 二〇一四 「嶽麓書院秦簡《徭律》的幾箇問題」『文物』二〇一四年第九期
- 陳 偉 二〇一七 「秦漢簡牘《居縣》考」『歷史研究』二〇一七年第五期
- 宋 杰 一九八五 『九章算術』記載的漢代徭役制度『北京師院學報(社會科學版)』一九八五年第二期
- 王 彥輝 二〇一六 『秦漢戶籍管理與賦役制度研究』中華書局
- 楊 振紅 二〇一五 『出土簡牘與秦漢社會 續編』廣西師範大學出版社
- 于 豪 亮 一九八二 『西漢適齡男子戌邊三日說質疑』『考古』一九八二年第四期